

災害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と、穴吹興産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。なお、本協定は、「第2条」記載の乙が建設する当該施設の引渡しと同時に本物件の区分所有者で構成する管理組合へ承継されることから、乙については、「管理組合」に読み替えるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、鉄道などの公共交通機関が運行停止となり帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、乙の管理する施設の一部を、緊急的かつ一時的な避難施設（以下「一時避難施設」という。）として開放し、円滑な支援を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において一時避難施設を確保する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が管理する施設の一時避難施設としての利用

所在地・名称	福山市三之丸町1番（アルファゲートタワー福山駅前）
受入場所	11階ビューラウンジ（138.93㎡）
受入可能数	20名程度

(2) 一時避難施設の開設及び運営

(3) 帰宅困難者への水道水及びトイレの提供

(4) その他協議し合意した事項

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に一時避難施設を開設する必要があると認めたときは、乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。一時避難施設の使用を終了するときも同様とする。

（協力実施）

第4条 乙は第3条の要請を受けたときから、災害のおそれがなくなったときまで一時避難施設を使用させることとする。一時避難施設の開設及び運営は、乙が行うものとするが、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用が終了してもなお、施設から退去しない帰宅困難者がいる場合は、乙と協力し、退去させる措置を講じるものとする。

（使用料）

第5条 甲が、この協定に定めるところにより第2条第2項第1号の施設を一時避難施設として使用する場合の使用料は無料とする。

(原状復旧)

第6条 帰宅困難者が、本協定の規定により第2条第2項第1号の施設を一時避難施設として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(連絡先確認及び報告)

第7条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、変更があれば、都度報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年(令和6年)3月29日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 香川県高松市鍛冶屋町7番12
穴吹興産株式会社
代表取締役社長 穴吹 忠嗣